

令和5年度

阿蘇市サテライトオフィスの開設及び運営並びに進出企業誘致業務

仕様書

令和5年6月

阿蘇市役所 経済部 まちづくり課

1. 要旨

本仕様書は、阿蘇市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「阿蘇市サテライトオフィスの開設及び運営並びに進出企業誘致業務」（以下「本業務」という。）について、適用の概要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2. 業務の目的

デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、令和6年3月までにサテライトオフィスの開設・運営を行う。

3. 履行場所

阿蘇市内

4. 履行期限

契約締結日から令和6年3月15日(金)までとする。

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、デジタル田園都市国家構想推進交付金等が充てられることから、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱等及び本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届

7. 主任技術者等

本業務の実施に当たり、次に指定する主任技術者が業務の遂行にあたること。なお、主任技術

者及び事業責任者は、サテライトオフィスやコワーキングスペース等の施設に関する企画・運営業務の実績を有していること。

8. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

9. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

10. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

11. 業務内容等

ア 阿蘇市サテライトオフィス等開設支援事業補助金によりサテライトオフィスの開設

- ①補助率 事業費の3分の2
- ②補助金上限額 16,720,000円
- ③詳細は、補助金交付要綱を参照

イ サテライトオフィスへの進出企業の誘致(3~5社が見込まれること。)

別途、市からサテライトオフィス進出支援金(1社100万円、5社分)を交付

ウ サテライトオフィスの企画運営(家賃・光熱水費等の維持管理費を除く。)

- ①サテライトオフィスの認知獲得及び活用促進に資するイベントの企画・運営
- ②阿蘇サステナブルツアー兼サテライトオフィスの説明会開催
- ③施設のPR動画/ホームページ作成
- ④施設利用者及び入居希望者へのフォローアップ
- ⑤実施報告書

13. 成果品

項目	成果物	提出時期(予定)
(1) 実施報告書	データ納品(PDF)	令和6年3月15日(金)
(2) その他甲の指示したもの		随時